

第一七〇回

閣第四号

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（平成二十年法律第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条及び第四条中「一年を」を「二年を」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与するため、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対し補給支援活動を引き続き実施するものとし、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。